

平成 29 年

第 17 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 第 17 回 <u>定例</u> 臨時委員会 議事録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 29 年 11 月 30 日 午前・ <u>後</u> 3 時 30 分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4 階 大会議室
閉会日時	平成 29 年 11 月 30 日 午前・ <u>後</u> 4 時 48 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 者		欠 席 委 員	議 事 録 署 名 委 員
教育長 渡邊 尚人			中村 友子
1 番委員 佐藤 辰夫			信田 恵子
2 番委員 仲川 正道			
3 番委員 中村 友子			
4 番委員 信田 恵子			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜		社会教育課 課長 越前 範行 世界遺産推進課 文化財室長 野口 敏樹 登録推進係長 正治 敏 子ども若者課 課長 市橋 法子 園児支援係長 藤井 隆博	
傍 聴 人	有・ <u>無</u>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 57 号 佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定 について 議案第 58 号 佐渡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について 報告事項 1 世界遺産の課題について 2 平スキー場のリニューアルオープンについて 3 佐渡市総合体育館等の指定管理について 4 学校の諸問題について <その他> 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 野口文化財室長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後3時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成29年第17回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、中村委員と信田委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 ・ 日程第2、議案第57号「佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 世界遺産推進課文化財室長の野口です。本日は、よろしくお願いいたします。前回ご提案した際に2つ宿題をいただきました。1つは、この改正案につきましては、そもそもこの教育委員会の会議に諮る必要があるのかということと、もう一つは第7条の条文の読み取り方です。 ・ まず、1つ目の教育委員会に諮る必要があるのかということにつきまして、改めて総務課の法規係の方に確認をいたしました。そのところ、これは告示をして市民に公開されるべき要綱であり、教育委員会にかけるとあるということで、改めて本日ご提案をさせていただきます。 ・ 先ほどの7条のところですが、今日、改正案をお配りさせていただいた7条をご覧ください。市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等によりということ、この事務につきましては教育委員会で行うものではないのか。市長ではなくて教育委員会ではないのかという疑義に対しましてお答えいたします。ここでいうその内容の審査と申しますのは、前条の規定による報告ということで、この前の6条のところ、つまりこれは補助事業の完了した後、実績報告書を出す必要があるということで、実績報告書を指します。ということは、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う実地調査ということで、これは市長が行う補助金事務の一部としてこの実地調査を行うということで、この主体は市長であるべきだということです。よろしくご審議お願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明につきまして質問並びに意見がありましたらお願いします。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第57号「佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第3、議案第58号「佐渡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。

<p>・市橋子ども若者課長</p>	<p>・ 子ども若者課の市橋です。よろしくお願いいたします。本日は、幼稚園の規則一部改正ということで、授業料の設定の変更とさわた幼稚園の受け入れ年齢の拡大につきましてお諮りをいただきたいと思います。細部につきましては、担当係長、藤井の方から説明させます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>・藤井園児支援係長</p>	<p>・ 子ども若者課園児支援係の藤井です。よろしくお願いいたします。今回の佐渡市立幼稚園規則の改正について大きく2点あります。今ほど課長の方から説明がありましたとおり、まず1点目ですが、資料の21ページをご覧くださいと思います。新旧対照表があります。別表第2になります。こちらについては、前回の教育委員会の条例改正でご説明いたしましたとおり、授業料をこれまで減免制度で決めていたものを課税による区分表により授業料を設定するものです。これまで幼稚園については、授業料9,000円から規則で減免制度を設けて授業料を決定しておりました。今回減免申請ですと保護者が申請行為を行うことが負担になるということで負担軽減という観点から、入園申請時に市が課税状況を確認する同意を保護者からいただくことで減免申請が不要になりますので、今回区分表を設けたいと思っております。市が課税状況を確認することにより、確実に課税に応じた授業料が設定できるということになります。</p> <p>・ 保育園については平成27年度に子ども・子育て支援法が制定されてから区分表で保育料を決定しておりました。一方、幼稚園については減免申請ということで決定しておりましたが、今年度から子ども若者課が同じ担当になりましたので、一方が階層区分で、一方が減免制度とばらばらではなく統一した方式をとることで、保護者にも比較がしやすくなりますので、こういった改正区分にしたいと考えております。</p> <p>・ 今、マスコミ等でも報道されておりますが、2019年度から始まります、幼児教育、保育の無償化等で、国では課税による階層区分を使って検討されておりますので、それに合わせて国の状況に応じてこちらでも変更ができるということで、区分表で対応したいと考えております。</p> <p>・ 2点目です。さわた幼稚園の受け入れ年齢、これまで満5歳からのみの受け入れでしたが、今年度から満3歳児から受け入れ可能ということにしたいということです。この変更の背景、理由ですけれども、保護者の方からまず3歳児から受け入れをしてほしいという要望があること。それから、保育園ですと保護者の就労等がどうしても要件になります。保育に欠ける子が保育園に入れるということになりますが、幼稚園についてはそういったことが不要ですので、園児が小学校に上がるまで、例えば集団行動、教育等を行う上で幼稚園が必要であること、それから保護者が保育園、幼稚園を選ぶ選択肢が広がることによって、さまざまな保育ニーズに対応できることから、今回受け入れ年齢拡大について提案したものです。拡大については、あいかわ幼稚園が既にもう満3歳児から受け入れしておりますので、同じ年齢構成で改正したいというものであります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定ですが、さわた幼稚園とあいかわ幼稚園については預かり保育、今幼稚園の授業時間については朝の8時半から15時30分までですが、朝と午後1時間ずつ預かり保育をすることを予定しております。朝については7時半から8時半、午後については15時半から16時半、それぞれ1時間ずつ預かり保育を行いたいと考えております。これについては、要綱を現在作成しておりますので、それについてはまた今後お示ししていきたいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の件の説明で質問等ありましたらお願いします。 ・ 今の説明はよくわかりました。ぜひそのように、より質の高い幼児教育をよろしくお願いします。文言について伺いたいんですが、中に何度も市町村民税という言葉が出てきます。これを市民税と言わないのは何か特別な理由があるのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こちらについては、特に意図するものではないんですけれども、こういった表についてはほかの市町村でも全部市町村民税という書き方をしております。こちらの方で再確認はしますけれども、間違いでなければこのように進めたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の上、正しい方でお願いします。 ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この件については確認ということですね。 ・ 他にありますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみません。今ほどの藤井のお答えなんですが、私ども幼稚園でも保育園でも広域入所を受け付けております。なので、佐渡市内だけであればよろしいんですが、新潟、島外の町村の方々が広域で入ってきた場合は、その自治体が課税している町村民税という場合もありますので、その旨に対応するためにあえて市民税としていないというところがあると思います。やはり市の中だけであれば、今委員おっしゃった市民税という表記でよろしいんですけれども、やはり里帰り出産されたりとかという形で町村から入ってきた場合にも、そういった課税の状況に応じて徴収をするという場合がありますので、私どもとしてはこの表記のままやらせていただきたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでよくわかりました。その場合には、役所同士で基礎データについては交換できるわけですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。当然契約を結びますし、課税状況についての照会ということは可能です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外の人でも出産等でこうやってしばらくこっちで保育お願いしたいというときには、市民でなくてもいいということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該免除の市民税は、1月1日に住所がある町村でやるので、1月1日

<p>育課長</p> <p>・市橋子ども若者課長</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・市橋子ども若者課長</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・委員全員</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・委員全員</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・正治登録推進係長</p>	<p>後の転入になると、町から転入してきた人においては町民税、そんなケースとなります。</p> <p>・ そうです。すみません。今ほど例述したのは広域入所なんですが、例えば転入をしてきた、今吉田課長おっしゃっていたのは1月1日に税は課税されますので、1月1日には例えば新潟の聖籠町にいました。なんですが、4月、転勤で佐渡市に来ました。佐渡の保育園、幼稚園に入りたい。でも、課税は基準なので、聖籠の方から照会をいただかないといけないという場合もあります。</p> <p>・ その広域という意味というのは、佐渡が合併する前の話ではなくて、現在も広域なんですね。</p> <p>・ はい、そうです。</p> <p>・ わかりました。</p> <p>・ 他にいかがですか。よろしいですか。</p> <p>・ 質疑なし</p> <p>・ では、質疑なしと認めます。</p> <p>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>・ 異議なし</p> <p>・ 異議なしと認めます。</p> <p>・ よって、議案第58号「佐渡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。</p> <p>・ 日程第4、報告事項1、世界遺産の課題についてです。</p> <p>・ 事務局の説明を求めます。</p> <p>・ 世界遺産推進課で登録推進の係長をしております正治と申します。私の方からは、先般、国の文化審議会から示されました5つの課題について皆様方にご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の方に文化審議会から示された課題と対応という1枚物と別紙1、別紙2という計3枚で説明させていただきます。</p> <p>・ 去る7月31日の国の審議会において今年度の推薦候補に大阪の百舌鳥・古市古墳群の選定が決まりまして、あわせて佐渡への見送り、あと課題が示されてまいりました。その後2回にわたりまして文化庁の方から課題の内容等について説明を県と市で受けておりました。課題につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、まず今年の審議全般に関する文化庁の説明ですが、国文化審議会から示された課題と対応という文書の中ほどをご覧ください。今年の推薦候補は、佐渡を含む3カ所が審査の対象でございました。選定されましたのは、百舌鳥・古市古墳群ですが、それも含めていずれもいまだ、実は大きな課題があるとの指摘をされまして、専門的な、学術的な審査に耐え得る案件ではなかったという厳しい回答でございました。それで、今年の推薦は全て見送りという厳しい意見も実は委員の中からあったよう</p>
---	---

です。しかし、国としては着実な登録を目指すということで、年1件の審査枠を有効に活用しようということと、イコモスの審査、評価に耐え得るもの、見直しも視野に入れて推薦案件を選定したということの内容でございました。それで、3件の候補の中から百舌鳥の選定については、やはり顕著な普遍的価値、以下OUVとこちらではお呼びしますが、顕著で普遍的な価値が認められる可能性が審査、評価結果を、内容見直しに反映しやすいのではないかとというのが国の最終的な判断結果となりました。それで、3資産の完成度が昨年までに比べて低かったということかもしれませんが、いずれもこれまで複数回の審査を経ており、突然の厳しい評価に対して驚きとともに、正直唐突感も感じているところです。

- ・ それでは、次に進捗が見られた点があります。別紙1をご覧ください。まず、進捗が見られた点というのが列記されていると思いますが、一応昨年の課題、3から5、保存、管理と来訪者対策に関することについては、いずれもほぼ解消されたという意見をいただいております。1点目については、昨年の課題3に対するということで、明治以降の施設の保存、管理計画について、各施設の現状評価と対応が示されたことで解消しましたということが言われました。
- ・ 次に2点目ですが、昨年の課題5の来訪者対策に関することについては、現在ガイドランス施設というものを設置のため建築工事がこれからあるのですが、その役割は見学ツアー、安全対策などについて具体的に推薦書の中で示されたことが評価をされております。
- ・ 3点目につきましては、昨年の課題の4、ステークホルダー、このステークホルダーといいますのは、例えばゴールデン佐渡さんが構成資産である土地とか建物を所有しておりますが、そういった方々をステークホルダーとこちらではお呼びしておりますが、ステークホルダーの参画についてゴールデン佐渡との連携が明記されたということで解消されたという3点の評価を国の方からしていただいております。
- ・ 最後に、今年の課題5つについてご説明を差し上げたいのですが、別紙1の中段ほどをもう一度ご覧ください。課題の数だけで見ますと、昨年と同じ5つという項目なんですけど、実は内容的には大きな差があると県市では考えております。昨年は5項目のうち3項目が保存、活用に関することでした。推薦書内容にかかわることが2項目であったんですけど、今年は国からの指摘5つとも価値付けに関する質問でございました。
- ・ 以下、次の別紙2をご覧ください。課題と対応方針についてご説明いたします。文化庁の説明を受けた後、推薦書案の作成を指導いただいている佐渡金銀山の学術委員会が、10月16日に開催されまして、課題の確認を行い、修正作業の内容を整理させていただいたということで、皆様方にご報告するのが遅くなってしまったということになります。詳細につきましては、後ほどこの資料2をご覧ください。いただきたいと思っております。
- ・ まず、1つ目の課題についてですが、近年世界遺産となった鉱山が多く

なっており、それらと比べた佐渡金銀山の価値、世界遺産の価値としての独自性をさらに主張しなさいといったものでした。現在世界遺産となっている鉱山は22件、世界ではありますが、世界遺産は世界で唯一あるいは希少なものでなければなりませんので、佐渡とこれらの全てを比較して、改めて佐渡の価値を明確化しなさいというのが1つ目の課題です。

- ・ 次に、2つ目の課題ですが、これは佐渡金銀山の価値が鉱山技術とあわせて鉱山を支えた社会もその一つですが、この鉱山社会の説明についてほかにはない特性、言いかえればすぐれた特徴を主張しなさいというのが国の課題となっております。これに対応する方針としては、小判などの原料である金を生産した佐渡の重要性とそのため国家が関わっていたということで、その結果として鉱山町が計画的に形づくられてきたことが独自の鉱山社会の形成につながったということを推薦書の中で強調したいと考えております。
- ・ 3つ目の課題になりますが、世界遺産としての佐渡鉱山は現在7つの資産で構成されていますが、その構成資産全てが世界遺産としての価値にどう貢献するかを十分に説明しなさいといった課題となっております。これに対しては、今後佐渡金銀山の価値をより明確化していくことで構成資産の選択も含め、戦略的な観点も踏まえながら判断をしていきたいと考えております。
- ・ 4つ目の課題ですが、佐渡島内に数多くあった鉱山の中から西三川、鶴子、相川の3つの鉱山を選択した理由をより明確にアピールしなさいといった内容のものであります。この対応につきましては、国の鉱山経営への関わり方、3つの鉱山が文化的、歴史的にも一体のものであったということを証明すれば、世界遺産の物語を構成するということで適切に対応できるのではないかと考えております。
- ・ 最後、5つ目の課題ですが、鉱山遺跡の発掘調査などにより分かったことを価値の説明にもっと反映させたらどうかというのが国の指摘でした。この対応につきましては、これまでの調査成果から金生産のための技術や鉱山集落の様子が明らかになっていますので、こうした佐渡の特徴をさらに強調した内容を推薦書の中に盛り込んでいきたいと考えております。
- ・ 以上、国から示された課題5つについて雑駁ではありますが、説明させていただきました。冒頭でもお話ししたとおり、課題として上げられている文書自体が非常にわかりにくく、内容と対応方針がうまく説明できなかったかと思っております。誠に申し訳ございません。いずれにしても、ユネスコに推薦されたときに主張する価値を十分に理解していただくよう、言いかえれば価値を否定されないよう、分かりやすく丁寧に佐渡金銀山の独自性を説明することが重要だということのご指摘ということで、今後も県、市、また海外の専門家等も含めて2月にもう一度学術委員会を開きます。その中で内容の検討をしていただいて、それをもって3月末までに改定した推薦書原案を国の方に提出して、来年度国内推薦を勝ち取りたいと考えております。今後

	<p>ともご支援、ご協力の方よろしくお願ひいたします。</p>
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明で質問等ございましたらお願ひします。
・ 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤です。今課題の一つに多数の鉱山遺産が既に22件と、こういうことでありました。そして、佐渡のものゝ価値の明確化というのがどうも言葉として具体的にイメージが湧きにくいのですが、22件の世界遺産、鉱山遺産とは異なるということは、22件がそれぞれにやはり特質というか、特徴があるということですね。
・ 正治登録推進係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうなんです、はい。
・ 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、佐渡はまた別にと。非常にハードルが高いといひますか。そうしたときに本当に単なる金の産出の場所だったということだけで、これ以上のものがより具体的に洗い出せるのかどうか。そして、幸ひ佐渡のジアスがありますから、当然ジアスなくして鉱山なんてないわけですから、そういった視点での見直しということとは全然ないんですか。
・ 正治登録推進係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に世界文化遺産につきましては、不動産が対象になります。
・ 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産
・ 正治登録推進係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産。ですので、遺跡とか遺構というものが大事なのですが、佐渡の一番の価値といひますのは、400年にわたっての鉱山社会が今でも見れるということと、もう一つほかと違うところは採掘から貨幣製造までをやったのは佐渡しかないんです、世界的に見ても、アジア的に見てもそうです。その価値をもう少しストーリー的に幕府とかの関与もあつたということ盛り込みながら、推薦書をもう一回修正したらどうですかというのが恐らく国の方の意見だと私どもは把握しております。今まで歴史の中で重層性がある話を、幕府とかそういういろいろな人たちが絡んだ中で余り説明はなされていなかったみたいです。これまでは、技術的なことだけ、こういうのがありますというのゝ推薦書の中に明記させていただいたんですが、そういうストーリー性が余り感じられなかったという指摘があつたもので、それには幕府の関与もあつたし、官営の工場もやっていたわけなので、そういったところから、うまくほかと違う普遍的な価値を見出そうというのが今回の課題の対応にしたいと県、市では考えております。
・ 佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこまで具体的にある程度方向性を示してくれているというか、課題として上げておられるんですね。
・ 正治登録推進係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産と産業遺産というのがありますよね。佐渡の場合には、文化遺産も産業遺産も一緒にして出そうという考えということですか。
・ 正治登録推進係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産の中には、自然遺産と文化遺産と、あと複合遺産という3種類

進係長	<p>しかないんです。産業遺産というのは、別のカテゴリーになります。近代遺産とかそういうのは、世界遺産とはまた別の……</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 正治登録推 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産ではないんですか。 ・ とは別のものになります。
進係長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 正治登録推 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、複合的にいこうという。 ・ 複合的というか、世界遺産の中に近代も含めていますよというストーリーにはなります。砂金の採取から始まって、次鶴子で銀山に行って、それから相川金銀山、それが江戸幕府から平成元年まで操業していたという歴史の重層性ということになります。ですので、近代遺跡もそこに入るということになります。
進係長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ もう一回確認ですが、文化遺産というのはどういうものが遺産になるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治登録推 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産になります。
進係長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 正治登録推 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産。 ・ 不動産というのは、例えば建物とか、一番分かりやすいのは皆さん、他のところ姫路城とかああいう城とか動かないものということです。能とかそういうものではないということです。能の継承とか鬼太鼓とかというものではない。構造物ということです。
進係長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 正治登録推 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の歴史をはっきりしろという意味合いなんですか。
進係長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 正治登録推 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。それが残っていて、いかに価値があるかということ、いろいろなストーリーをまぜて、能や鬼太鼓という文化も当然佐渡の文化に入ってくると思っていますので、そういったものも推薦書の中に織り込む可能性も含め検討しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 正治登録推 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、文化には、有形も無形も入っているのかと。有形だけなんですね。 ・ そうなんです。世界遺産は、基本的には有形です。
進係長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。 ・ ストーリー性という表現が出てきましたが、前からそれは言われていたことだね。県の参与もいつもストーリー性が大事だと言いつつ今に至っているわけです。だから十分ストーリー性ができていたんじゃないかと私は考えておりました。しかも、OUVと言いましたけども、顕著で普遍的価値の説明が不十分との、これも大変不思議な指摘だなと思います。裏を返すと、もう少し早くなっていれば、ほかの鉱山とは別のストーリーをつくる必要がない。遅くなったものだから、ほかのものとの違いをはっきりさせないといけなくなった、より難しくなったという感想をもっています。ここで引くわけにはいかないので、次年度の推薦に向けてぜひよろしくお願ひします。
進係長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その中で気になるのが課題の3番。ここにきて構成資産の見直しも視野

<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治登録推進係長 	<p>に入れてというんですけれども、大間港であるとか戸地川第二発電所とか石切場、これは外した方がストーリーとしては注目されるのか、それともそれをもう少し強調した方がいいのでしょうか、どう考えていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうですね、その近代の中でも世界史的に見る近代というと、工場制家内工業とか世界的に見るイギリスの産業革命の時代に特化をするかどうかといった論議もあるそうです。そうすると、佐渡の中でその時代に適応したのはどこかという話とか。ですので、例えば金に特化するのであれば、当然銀は要らないんだとかという根本的な見直しが必要になるかもしれません。今、金山を中心とするとなっていますが、本当に金だけでいくのであれば、西三川砂金山と例えば相川の金銀山なんかの金だけに特化するか、そういうストーリーをどのように絡めるかという根本的な話を課題として出されているというのが実情です。そうすると7つの構成資産がありますが、その辺の取捨選択をどうするかというのは、最終的には学術委員会が2月に開かれますので、専門の先生の方からの意見を最終的に集約して方向性を出すしかないという状況になっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術というよりも、私はその人の、審査員の好みの問題が大きいなという、これは失礼な言い方かもしれないが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治登録推進係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それもあるかもしれません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私としては、大間港から石切場から、ああいうものを含めたスケール感、山から海までという、あのスケール感はすごく大事だと思っている。それを小さくしてしまうことは大変もったいない。それで、スケール感の好きな委員であれば、こちらへ目が向いてくるという考えをしているんだけどね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治登録推進係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それもあるとは思いますが。ですが、国内の委員の人がオーケーだから、ユネスコがオーケーするかというと、またそれは別の問題、そういうことも内包しているものですから、なかなかその辺のかみ合いが専門家たちの中でも意見が分かれています。とりあえず国内推薦はとらなきゃだめだろうということ、その委員の人たちが思うものをつくらないといけませんし、果たしてそれをつくったから、イコモスがオーケーかということ、またそれは別の問題というのがあるので、この辺は難しい問題かなと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員さんは、毎年変わるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治登録推進係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いえ、前回変わりました。私どもの学術委員会に入っていた先生が何人かいたんですけど、全員お辞めになりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の委員さんは、来年は変わるとかそういう……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治登録推進係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、多分変わらないのではないかと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、志向性がわかりますね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治登録推進係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうですね。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 ・ 越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。どうもありがとうございました。 <p>【暫時休憩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ では、報告事項2、平スキー場のリニューアルオープンについてです。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 11月14日の教育委員会の臨時会で平スキー場において、ハンガーリフトからチェアリフトに移行することにより、使用料の見直しを行うということで、平スキー場の条例の一部を改正する条例を議決いただいたところです。今日、報告事項として、平スキー場の状況をお話しさせていただければと思いますお手元に資料をご用意させていただきました。 ・ 標高約410メートル、面積が10万6,879平方メートルです。コースは5コースあります。冬場の体育施設ということで冬場の体育館というのが載っておりますけれども、小中学校の授業、それからスキー協会主催の教室の実施により健康づくり、それから子どもの運動能力の向上、休日には多世代にわたる交流などをやっていますということで、これをチェアリフトになることでさらに進めていきたいと思っております。 ・ スキー場の住所が佐渡市新保2-75ということでありまして、営業ですが、今年度につきましては2018年、平成30年の1月13日土曜日から3月18日の日曜日ということで予定をしております。月曜から水曜日は、祝祭日を除き休場日ということですので、木、金、土、日、祝日がオープンの日で、これらを足しますと38日間になると思っております。それから、営業時間は、9時から16時までです。 ・ それから、今年度からチェアリフトになりましたので、施設の管理を佐渡市スポーツ協会に委託する予定です。これは鉄道事業法ということで索道の事業になりますので、法人格をもっているところに委託をすることが望ましいということで、スポーツ協会の方と話を進めています。なお、その傘下であります佐渡市スキー協会の方が実質的には稼働していただくというような、運営を考えています。問い合わせは、佐渡市教育委員会社会教育課の社会体育係で、サンテラ佐渡スーパーアリーナに事務所を構えています。 ・ 裏の方ですが、この平スキー場は、2017年度から日本国内の離島スキー場で唯一のチェアリフトということで、そここのところを売りにもしていきたいと思っております。 ・ それから、コースは5コースということで、ゲレンデが3カ所、ファミリーゲレンデ、それからユートピアゲレンデ、ジェットラインというものがありますし、それからコースとしましては2カ所あり、林間コースと白樺コースがあります。 ・ それから、レンタル用品ですが、保有数はスキー板が161台、スキーブーツが207足、ストックが100組、スノーボードが19台あります。その下は、コースマップです。この赤い線がチェアリフトで、下の方からロッジのあると
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 越前社会教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 越前社会教育課長 ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 ・ 仲川委員 ・ 越前社会教育課長 ・ 渡邊教育長 	<p>ころに登っていくということですので、左右に白樺コースとユートピアゲレンデとか、それから左側は林間コースというコースがありまして、両方から滑っていき、下の方の中央のところから乗っていくと。ロッジのところでもたおりるということになっております。写真については、先般の雪が降ったときに社会教育課の後藤補佐が行って写真を撮ったものですので、ご覧いただきたいと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リフトの内容です。チェアリフトの設置ですが、水平距離で約276メートル、斜めにしますと約290メートルになります。高低差は73.8メートルで、支柱が7基あります。それから搬器、これは椅子ですが、これが32台あります。毎時の輸送が720人運べるということです。建設費用につきましては、リフトとそれからロッジも一緒にやっております、合わせて約1億9,000万円です。 ・ 質問がありましたらお願いします。 ・ オープニングイベントはいつになりますか。 ・ オープニングイベントは、1月13日で、営業日の初日ということで考えています。 ・ 委員の方も。 ・ はい、ぜひお願いしたいと思えますし、安全祈願祭は今のところ12月25日のクリスマスです。 ・ 2つ教えてください。1つ目は交通アクセスが今後どうなるのか。それから、観光振興への活用について何か見通しがあるかどうか、この2つ。 ・ まず、アクセスですが、ライナーバスを土曜、日曜、祝日の21日間走らせる予定でおります。1日2便ということで、朝登ってお昼過ぎに降りてきて、また午後から登って終わって降りるという形で考えています。料金はワンコインで、大人500円です。 ・ 往復ですか。 ・ 片道です。 ・ 片道 ・ はい、500円ということをお願いしたいと思えます。新潟交通佐渡に運行の委託をしたいと考えております。 ・ それから、観光との連携ということですが、先日台湾から旅行会社の方々、ファントリップというんですが、その方々が来られ、そのときにこれの繁体字版を作成し、宣伝をさせていただきました。それで、台湾からの冬の観光で来たときの一つの観光のアイテムといえますか、それでぜひ佐渡に来ていただきたいという取組も行っていますし、これから島外にも観光振興課の方で宣伝をしていただきたいということで、そこは連携していきたいと考えています。それで、冬場に佐渡に来ていただきたいということもありますので、冬の観光にもつなげていきたいと思っております。 ・ 他にいかがですか。
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連してバスの片道500円ということですが、どこから出発なんですか。 ・ 金井コミュニティセンターです。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そこが。 ・ 金井のコミセンあたりから走り出して、スキー場に登ってそこでバスは待機していて、またお昼ごろに下りてくる。またそこで乗せていって、夕方帰ってくるというような感じです。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、利用者はコミセンで車を、自家用車を置いていいわけですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい、そうです。駐車場はたくさんありますので、あそこの駐車場にとめて、バスに乗って安全にスキー場まで行ってもらうということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、質疑なしと認めます。ありがとうございました。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項3、佐渡市総合体育館の指定管理についてです。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、私の方から説明をさせていただきます。佐渡市総合体育館、サンテラ佐渡スーパーアリーナにつきましては、平成27年2月にオープンしております、来年の2月で丸3年を迎えます。この3年間の営業実績をもとにしまして、来年の7月を目途に指定管理による管理を検討しているところです。総合体育館の近隣には、佐和田球場、それから佐和田テニスコートがあることから、これらについても指定管理とすることで、サービスの向上とコストの縮減に努めてまいりたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨日、第1回の選定委員会が開催されまして、施設の視察及び審査項目等について協議をしたところです。なお、公募の開始につきましては来年の1月中旬からということと考えておりまして、指定管理の公募者の選定を3月に行いまして、それから議会への提出を経て所定の手続を行った後、7月1日の運営開始を目指しているということです。それで、お手元に指定管理を行う予定の施設ということで、佐渡市総合体育館、佐和田球場、佐和田テニスコートのそれぞれの施設概要が載っていますので、ご確認いただければと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募方法ですが、対象施設の全部又は一部のみのいずれかでも申請可能とするということで、総合体育館1つでも申請できますし、それから総合体育館と野球場の2つだけあるいは総合体育館とテニスコートというものでも申請できる。3つ一緒というのも当然可能ですけれども、そういう形で今回はそういう公募方法としたいということです。この部分につきましては、今回の指定管理制度を導入するにあたりまして、まずランニングコストのかかっております佐渡市総合体育館の指定管理を確実なものにしたいということから、選定の自由度を高めまして、さまざまな提案を受けられるようにするために3施設全てではない申請も受け付けることとしたいと思います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ それから、参考ですが、指定管理を継続中の施設は3つあります。ご確認くださいと思います。 ・ それから、カラーで施設の全体平面図をご用意しております。今回つじヶ丘公園という中に、3つの有料施設があり、上の方から佐和田球場、その下に佐渡市総合体育館、そのまた下に佐和田テニスコートがあります。位置をご確認いただければと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、質問ございましたらお願いします。いかがですか。 ・ 【ここで資料の訂正の申出があり、委員に説明し、訂正した。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問どうですか、よろしいですか。 ・ 両津総合体育館とサンテラの体育館の金額がかなり違いますが、一番の違いは何ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森川社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の大きさ自体が違います。部屋数、トレーニングルームの広さであったり、当然アリーナの広さも全く違います。1.5倍以上あるかと思えます。観客席や、そういったもので照明に係る電気料とか、それから空調の設備、サンテラ佐渡スーパーアリーナには空調設備がついておりまして、そういったものの費用、それから保守に係る費用等もあります。電気料とそういったところの費用が大きく違うところかなと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両津の体育館って、あの広いところ、暖房入らないんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森川社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両津の体育館は、暖房機能はなかったと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ないです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いかがですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、1つだけ。佐和田野球場とテニスコートですが、現在教育活動で佐渡高校の野球部とか佐和田中学校等が利用していることが多いかと思えますけれども、指定管理へ移った場合に、これは何か申し合わせはありますか。特別措置で使用料を取らない、免除するというのは。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森川社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の使用状況については、確かに佐渡高等学校の野球部の皆さんがたくさん使っていただいていると思いますけども、一般の利用の予約がない期間というか、日時を使っているという状況で、一般の利用の申し込みがあれば、そちらの方が優先されるようになります。ただ、佐和田中学校のテニスコートにつきましては、設置した経緯でもともと佐和田中学校のテニスコートがあったところをさらに整備をしてテニスコートとしたということがあるので、そういった経緯を踏まえて、佐和田中学校の部活動の場として提供させていただいているところです。そういったこれまでの経緯は踏まえた中で、使用の調整を図っていく必要があると思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の中に回答が含まれていたかどうかわからないが、例えば佐渡高校の野球部が一般の団体が使用しないときには使用させていただくけれども、利用料金のことは指定管理になっても変更はありませんかということ。

<ul style="list-style-type: none"> ・森川社会教育課長補佐 ・渡邊教育長 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金については、条例に定められたことを指定管理になっても行うこととなりますので、変更についてはないということになります。 ・ 他にありますか。課長何か…… ・ 特記事項というのがございまして、そこに利用許可及び利用の制限というのが書かれております。そこでは公の施設として常に平等な対応を確保することというのと幾つかありますが、その中でも施設は市内小学校、中学校、高校、保育園及び幼稚園において、児童生徒、園児に体育等の授業、クラブ活動に使用しているので、その利用が図られるよう配慮することという項目がここに付け加えられています。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それは全部ですか。テニスコートじゃなくて。 ・ そうです。全部です。全部、3つの施設の特記仕様書の中に書かれています。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮するとは。 ・ 減免のことです。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうすると、減免についての項目であるということですね。 ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理になったけれども、これまでどおりという前提で考えてよろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。そうです。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑野球場は、総合高校の野球部が使わせてもらっていると思うが、それと佐渡高校が佐和田球場を使うのと差は出ないですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出ないです。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・森川社会教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしいですか。 ・ 減免についても指定管理になる前と取扱いは変わらないということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金も今までどおりということです。 ・ 他にいかがですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ では、最後になります。報告事項4、学校の諸問題についてです。この報告事項4につきましては、児童生徒の個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、報告事項4を秘密会といたします。 ・ 【秘密会】

<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 ・渡邊教育長 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ では、その他ございましたらお願いします。 ・ 書いてございませんが、お話しさせていただきたいと思います。先般11月14日の教育委員会臨時議会におきまして、佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定ということを上程しまして、議決いただいたところです。それに伴いまして、今回12月1日から開会されます佐渡市定例市議会にこの条例については、上程をしないということになりました。それにつきましては、廃止日が平成31年3月31日ということで、まだ期間がありますので、もうしばらく待つということで上程を見合わせるということになりました。我々とする、両津文化会館の予約のこととかありますので、早目に議会にも上程をしていただきたいという願いはしております。そうしないと予約が、やめるといって予約を市民の方々に周知しなければならないということがありますので、なるべくこの後の議会の方に上程いただけるようお願いしたいと考えているところであります。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以上です。 ・ 何か質問ありますか。 ・ 教育委員会の方の採決は、これでいいんですね。 ・ はい。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・佐藤委員 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あとは、いつ議会に上げるかという問題ですね。 ・ 1つ。文化会館の申し込みは、使用は31年の3月。 ・ 3月31日が廃止日になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 ・越前社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、実は今年度の両津地区の芸能祭の折に、55年の1回目からやっておられた会長さんがあと2回実施したいと、こうおっしゃっていらしたので、おやと、1回かなと思ったんですが、2回、3月まで、3月に我々はやりたいと言って、本当に熱い思いが感じたものですから。そのあたりはもう頭の中に入れておられるのかなと思って伺いました。 ・ それで、早く条例を廃止しないと、その後平成31年4月1日以降は使用できず予約はできないことを市民に公表しなければならないんですけども、それができないものですから、条例を廃止しないと。だから、なるべく早くしたいという気持ちはもっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。 ・ 大体大きな大会とかすると、終わった時点で来年もという話になりますよね。 ・ いかがですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ 委員の方々から何かありますか。よろしいですか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ では、報告事項をこれで終わりとします。 ・ 次に、日程 5、次回の定例会の開催について、ご説明、事務局お願いします。 ・ 12月25日月曜日、26日火曜日のいずれかをお願いしたいと思います。 ・ 【各委員の都合を確認し、12月25日で調整した。】 ・ 再度確認ですが、12月の定例教育委員会は12月25日月曜日、午後 2 時30分からということになります。午前中は安全祈願祭です。よろしくお願いたします。 ・ 以上で平成29年第17回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後 4 時48分終了</p>
--	---